

秦野市OMOTANサポーター店の募集に関する基準

(令和5年6月1日施行)

(趣旨)

- 1 この基準は、表丹沢の認知度向上とブランド化を推進するため、市内の企業等と協力・連携し、表丹沢の魅力を市内外に広く発信する「OMOTANサポーター店（以下「サポーター店」という。）」の募集について、必要な事項を定める。

(対象)

- 2 市内に住所を有する事業所、店舗及び販売所で、OMOTANのロゴの普及とPR活動に協力する事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは除く。
 - (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
 - (4) その他サポーター店として適当でないと認められるとき。

(事業の実施方法)

- 3 本事業は、サポーター店が本市又は関係団体等の作成するOMOTANに関するチラシ、ポスター、ステッカー及びミニのぼり旗等の掲出に協力するものとし、本市がOMOTANホームページや市ホームページ等でサポーター店を公表し、その認知に努めるものとする。

(サポーター店の登録等)

- 4 サポーター店として登録を受けようとする者はOMOTANサポーター店申込書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。
 - (2) サポーター店は、前号の規定により申請した内容を変更し、又は登録を辞退するときは、あらかじめOMOTANサポーター店変更（辞退）届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(サポーター店登録の取消し)

- 5 登録者（前項第2号の規定により申請内容の変更届を提出したものを含む。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。この場合において、登録者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。
 - (1) サポーター店が第2項各号のいずれかに該当したとき。

- (2) サポーター店が前項第2号に基づき登録の辞退を届け出たとき。
- (3) サポーター店が本事業の趣旨を大きく逸脱した行為を行ったとき。
- (4) その他サポーター店として適当でないと認められるとき。

(サポーター店一覧の公表)

6 サポーター店が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公表するものとする。

- (1) サポーター店として登録したとき。
- (2) 前項の規定により登録を取り消したとき。

(サポーター店の登録料金)

7 サポーター店の登録料金は、無料とする。

(損害賠償)

8 サポーター店の登録により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、登録者が負うものとし、本市は、いかなる場合においても、その責めを負わない。

(庶務)

9 サポーター店の登録に係る手続その他サポーター店の管理は、はだの魅力づくり推進課において行う。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。